

○潮来市行政財産使用料徴収条例施行規則

平成21年1月7日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、潮来市行政財産使用料徴収条例（平成20年条例第36号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請等)

第2条 行政財産の使用許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書（様式第1号）を、また、継続して行政財産を使用する者は、行政財産使用更新許可申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、行政財産使用許可書（様式第3号その1、その2）を、また、継続の場合の申請に対する許可をしようとするときは、行政財産使用更新許可書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

(使用許可の期間)

第3条 行政財産の使用許可の期間は、1年以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(使用許可の取り消し等)

第4条 市長は、行政財産の使用許可を取り消し、又は変更するときは、行政財産使用許可取消（変更）通知書（様式第5号）を使用者に交付するものとする。

(使用料の減免)

第5条 条例第5条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、行政財産使用料減額・免除申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第5条の規定により使用料の減額又は免除を決定したとき、行政財産使用料減額、免除決定通知書（様式第7号）を交付するものとする。

(使用料の還付)

第6条 市長は、条例第6条ただし書の規定に基づき、市の都合により、使用許可を取り消したときは、行政財産使用料還付通知書（様式第8号）を使用者に交付するものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に行政財産の使用の許可を受けている者は、この規則の相当規定により許可を受けた者とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に行政財産の使用の許可を受けるためなされている手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続きその他の行為とみなす。

様式第1号(第2条第1項関係)

年 月 日

潮来市長 様

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者)

印

電話番号

行政財産使用許可申請書

下記の行政財産を使用したいので、関係書類を添付のうえ申請します。

記

使 用 し た い 財 産	土地	所在地	潮来市
		名称	
	建物	所在地	潮来市
		名称	
	その他		
使用目的			
使用面積又は数量			
使用期間(日時)		年 月 日から 時～ 時(時間) 年 月 日まで	
添付書類			
その他参考事項			

様式第2号(第2条第1項関係)

年 月 日

潮来市長 様

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者)

印

電話番号

行政財産使用更新許可申請書

下記の行政財産を継続使用したいので、更新の申請をいたします。

記

使用 した い 財 産	土地	所在地	潮来市
		名称	
	建物	所在地	潮来市
		名称	
	その他		
使用目的			
使用面積又は数量			
使用期間		年 月 日から 年 月 日まで	
添付書類			
その他参考事項			

様式第3号(その1)(第2条第2項関係)

第 号
年 月 日

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者)

様

潮来市長

印

行政財産使用許可・不許可決定通知書

年 月 日付で申請のあった行政財産の使用については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第4項及び潮来市行政財産使用料徴収条例(平成20年潮来市条例第36号)に基づき、下記のとおり決定します。

記

使用許可する財産	土地	所在地	潮来市				
		名称					
	建物	所在地	潮来市				
		名称					
	その他						
使用目的							
使用面積又は数量							
使用期間(日時)		年	月	日から	時～	時(時間)	
		年	月	日まで			
使用料		円					
許可条件		裏面のとおり					
不許可の理由							
その他特記する事項							

(教示)

不服の申立て等

- (1) この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、潮来市長に対して異議申立てをすることができる(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなる。)
- (2) この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、潮来市を被告として(訴訟において、潮来市を代表する者は、潮来市長となる。)、提起することができる。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)ただし、上記(1)の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する裁決があったことを知った日から起算して6か月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

行政財産使用許可条件

- 1 使用料は、市の発行する納入通知書により納入するものとする。ただし、使用料は、使用期間中でも変更することがある。
- 2 使用期間は、許可書に記載されたとおりとする。ただし、使用期間を変更(更新)しようとするときは、使用期間変更(満了)1ヶ月前までに文書をもって市長に申請しなければならない。
- 3 使用者は、使用の許可を受けた財産(以下「使用財産」という。)を使用の目的に従って使用し、善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。
- 4 使用者は、使用財産の使用開始した後、使用財産の形状を変更してはならない。ただし、あらかじめ書面により市長の承認を受けたときは、この限りではない。
- 5 使用者は、使用財産に対する、保全、修繕、改良、その他の行為をするために要する経費のすべてを負担しなければならない。また、その負担した経費及びこれによって財産の価格が増加した場合は、その増加額についても市長に請求することができない。
- 6 使用者は、使用財産を他に転貸し、又は担保の目的に提供してはならない。
- 7 使用者は、使用財産の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は、使用者の責任において損害の発生を防止し、第三者に損害を及ぼした場合は、使用者の負担において賠償しなければならない。
- 8 次の各号の1に該当するときは、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - (1) 使用者が、この条件に定める義務を履行しないとき。
 - (2) 使用財産を、公用又は、公共用に供するため必要とするとき。
- 9 使用者は、使用期間が満了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、使用者の負担で使用財産を市長の指定する期日までに原状を回復して、市に返還しなければならない。
- 10 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長は直接又は他人をして使用者に代わりこれを執行し、その費用はすべて使用者から徴収することができる。
- 11 使用者が善良な管理者の注意を怠り、若しくは不正に使用し、又は市長が不可抗力と認める以外の理由で使用財産を滅失し、若しくは損傷した場合は、使用者はその原状の回復及び損害の賠償の義務に任じ、これによって生じた経費は、いかなる名目をもって、市長に請求することができない。
- 12 使用者は、使用財産に付帯する光熱水費等について、市長が別に定めるところにより実費又は実費相当額を負担しなければならない。
- 13 使用者は、使用財産に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用を市長に請求することはできない。
- 14 使用期間が満了した場合又は使用許可を取り消し、若しくは変更した場合において、使用者に損失を生じても市長はこれを補償しない。
- 15 以上の条件に関して疑義があるときは、市長の解釈により定めるものとする。

様式第3号(その2)(短期・臨時的使用)

第 号
年 月 日

住所(所在地)
氏名(名称及び代表者)
様

潮来市長 印

行政財産使用許可・不許可決定通知書

申請のありました件につきまして、下記のとおり決定します。

記

使用許可する財産	土地	所在地	潮来市		
		名称			
	建物	所在地	潮来市		
		名称			
	その他				
使用目的					
使用面積又は数量					
使用期間		年	月	日から	
		年	月	日まで	
使用料		円			
許可条件					
不許可の理由					
その他特記する事項					

(教示)

不服の申立て等

- (1) この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、潮来市長に対して異議申立てをすることができる(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなる。)
- (2) この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、潮来市を被告として(訴訟において、潮来市を代表する者は、潮来市長となる。)、提起することができる。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)ただし、上記(1)の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する裁決があったことを知った日から起算して6か月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

様式第4号(第2条第2項関係)

第 号
年 月 日

住所(所在地)
氏名(名称及び代表者)
様

潮来市長 印

行政財産使用更新許可・不許可決定通知書

年 月 日(第 号)により使用許可した行政財産の使用更新については、
下記のとおり決定します。

記

使用許可財産	土地	所在地	潮来市		
		名称			
	建物	所在地	潮来市		
		名称			
	その他				
使用目的					
使用面積又は数量					
使用期間		年	月	日から	
		年	月	日まで	
使用料		円			
許可条件					
不許可の理由					
その他特記する事項					

(教示)

不服の申立て等

- (1) この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、潮来市長に対して異議申立てをすることができる(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなる。)
- (2) この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、潮来市を被告として(訴訟において、潮来市を代表する者は、潮来市長となる。)、提起することができる。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)ただし、上記(1)の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する裁決があったことを知った日から起算して6か月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

様式第5号(第4条関係)

年 月 日

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者)

様

潮来市長

印

行政財産使用許可取消(変更)通知書

年 月 日付, 第 号で許可した行政財産の使用については, 潮来市行政財産使用料徴収条例(平成20年潮来市条例第36号)に基づき, 下記の取消(変更)をしたので通知します。

記

使用許可財産	土地	所在地	潮来市		
		名称			
	建物	所在地	潮来市		
		名称			
	その他				
許可取消し又は変更後の使用面積又は数量					
既使用許可期間		年	月	日から	
		年	月	日まで	
許可取消し又は変更後の使用期限		年	月	日	
許可取消し又は変更の理由					
その他					

(教示)

不服の申立て等

- (1) この処分に不服がある場合には, この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に, 潮来市長に対して異議申立てをすることができる(なお, この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても, この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなる。)。
- (2) この処分の取消しの訴えは, この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に, 潮来市を被告として(訴訟において, 潮来市を代表する者は, 潮来市長となる。), 提起することができる。(なお, この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても, この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)ただし, 上記(1)の異議申立てをした場合には, 当該異議申立てに対する裁決があったことを知った日から起算して6か月以内に, この処分の取消しの訴えを提起することができる。

様式第6号(第5条第1項関係)

年 月 日

潮来市長 様

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者)

印

行政財産使用料減額・免除申請書

下記のとおり行政財産使用料の減額・免除を受けたいので申請します。

記

減 免 請 財 産	土地	所在地	潮来市
		名称	
	建物	所在地	潮来市
		名称	
その他			
使用許可番号			
使用許可年月日		年 月 日	
使用期間(日時)		年 月 日から 時～ 時(時間) 年 月 日まで	
使用料		円	
減免申請理由			

備考 減免申請の理由を証する書類があれば添付してください。

様式第7号(第5条第2項関係)

年 月 日

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者)

様

潮来市長

印

行政財産使用料減免・免除決定通知書

潮来市行政財産使用料徴収条例第5条の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

減 免 許 可 財 産	土地	所在地	潮来市		
		名称			
	建物	所在地	潮来市		
		名称			
	その他				
使用許可番号					
使用許可年月日		年	月	日	
使用期間		年	月	日から 日まで	
使用料金		円			
減免の金額		円			
減免事由					

(教示)

不服の申立て等

- (1) この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、潮来市長に対して異議申立てをすることができる(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなる。)。
- (2) この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、潮来市を被告として(訴訟において、潮来市を代表する者は、潮来市長となる。)、提起することができる。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)ただし、上記(1)の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する裁決があったことを知った日から起算して6か月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

様式第8号(第6条関係)

年 月 日

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者)

様

潮来市長

印

潮来市行政財産使用料徴収条例第6条の規定に基づき、下記のとおり使用料を還付します。

記

行政財産の名称	
許可番号	
使用許可年月日	年 月 日
取消年月日	年 月 日
既納使用料	円
還付金	円
事由	

備考 還付金は、本通知書持参のうえ当市会計課でお受けとりください。

様式第1号（第2条第1項関係）

様式第2号（第2条第1項関係）

様式第3号（その1）（第2条第2項関係）

様式第3号（その2）（短期・臨時的使用）

様式第4号（第2条第2項関係）

様式第5号（第4条関係）

様式第6号（第5条第1項関係）

様式第7号（第5条第2項関係）

様式第8号（第6条関係）